

大学コンソーシアム岡山 将来構想委員会規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、運営委員会規程第6条の規定に基づき、大学コンソーシアム岡山将来構想委員会（以下「将来構想委員会」という。）の組織、運営等について定める。

(審議事項)

第2条 将来構想委員会は、大学コンソーシアム岡山の事業運営の方針に関する検討を行う。

(組 織)

第3条 将来構想委員会は、運営委員会委員長と運営委員の中から推薦された8から10名及び、運営委員会委員長が必要と認めた者とする。

(委員長)

第4条 将来構想委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

3 委員長は、将来構想委員会を招集し、その議長となる。

(事 務)

第5条 将来構想委員会の事務は、大学コンソーシアム岡山の事務局において処理する。

(雑 則)

第6条 この規程に定めるもののほか、将来構想委員会に関し必要な事項は、委員長が定めることができるものとする。

附 則

この規程は、平成27年8月7日から施行する。